

# 県庁改革会議審査結果

(議題)指定管理者候補の選定

平成22年 7 月

## 1 指定管理者候補の選定について

指定管理者候補については、施設所管局が設置する外部評価委員会の審査を踏まえ、県庁改革会議等の審査を経て決定することとしている。

なお、教育局所管施設の指定管理者候補については、教育委員会の審議を経てから手続きを進めることとしている。

## 2 県庁改革会議における審査

### (1) 構成員

知事、副知事、理事、政策局長、総務局長

### (2) 陪席者

政策調整部長、財政部長、組織人材部長

### (3) 説明者

県民局 : 県民局長、文化課長

保健福祉局 : 保健福祉局長、福祉・次世代育成部長、障害サービス課長

高橋神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会副委員長

### (4) 開催状況

回数 1回

開催日 平成22年5月14日(金)

### (5) 審査状況

外部評価委員会の審査結果をもとに、各局の意見を踏まえ、全庁的な視点から指定管理者候補を審査。

## (参考)

### 県庁改革会議までの選定経過

#### 外部評価委員会

##### ・ 構成員

有識者等5名(原則として、学識経験者、経理に識見を有する者、法務に識見を有する者、公の施設の事業内容に精通した者、施設利用者代表等から選任)

##### ・ 開催状況

県民局	神奈川県立神奈川近代文学館指定管理者外部評価委員会	1回	5月5日
保健福祉局	神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会	2回	4月15日 4月22日

##### ・ 審査状況

審査基準に即して委員会として協議し、評価した得点をもとに、最も適した団体を選定。

### 3 県庁改革会議における選定結果

施設番号	施設名	神奈川近代文学館
	指定管理者候補	財団法人 神奈川文学振興会
1	選定理由	<p>神奈川県立神奈川近代文学館指定管理者外部評価委員会において、財団法人神奈川文学振興会は、神奈川近代文学館の指定管理者として適格性を有するとの評価があった。</p> <p>その審査結果を確認したところ、次のような点から高い評価ができる。</p> <p>本県文化芸術の拠点施設の一つとして、県の条例や計画を踏まえ、資料収集・保存・公開の基本方針を示し、さらにこれらを活用した展覧会を具体的に提案するなど、施設の設置目的に沿った適切な管理運営が見込めること。</p> <p>資料の収集・整理・保存については、人的ネットワークを活用した寄贈を中心とした収集、これに係る寄贈者との信頼関係の構築と継続、また専門性のある人材による整理、保存などの取組が提案されているほか、増加しているデジタルデータ原稿の保存・活用方法の研究など、文学の創作環境の変化への対応も示されている。</p> <p>展覧会については、集客力確保のため著名作家だけを取り上げるのではなく、幅広い作家を対象とした提案となっている。さらに、児童文学関連の展覧会の定例開催、また「動物と文学展」「文学のなかの食事風景」などジャンルを越えた独自の企画展など、県民が広く文学に親しむ機会を提供するものとなっている。</p> <p>また、文学館の施設内に止まらない企画として、県内図書館、高等学校でのパネル文学展の実施など、学校教育、生涯学習と連携した提案も、文学に触れる機会の少ない県民が広く文学に親しむ機会を提供するものとなっている。</p> <p>以上のように、提案内容は、第一期指定期間を含め文学館設置以来 25 年以上に及び適切に運営を行ってきた経験と実績をもとに、新たな事業展開を図ろうとするもので、意欲的かつ具体的な事業提案であるとともに、効率的な運営を目指しており、県が求める水準を高いレベルで達成する優れた提案内容となっていると評価できるため、指定管理者候補として最適であると判断し、外部評価委員会の評価のとおりとした。</p> <p>なお、作家の個人展のほか、トピック的なものをタイムリーに取り上げるような柔軟な対応や複数の作家を統一的なテーマで取り上げた総合展のような企画に力を入れること、若年読者層に対し文学への意欲や関心をかきたてるような一層の取組、また、文学館運営が適切に行われるよう、経費節減に努めつつも、必要な人材を確保するなど評価委員会において期待されているこれらの事項にしっかりと取り組むこと。</p> <p>さらに、財務改善がなされていることについて引き続き改善に向け努力をしていくことへの期待が示されたが、非公募、一者指定であることを踏まえ、より一層の経費削減に取り組むとともに、緊急時の避難誘導など安全管理に万全を期すことを求めたい。</p>

施設 番号	施設名	三浦しらとり園
	指定管理者候補	社会福祉法人 清和会
2	選定理由	<p>社会福祉法人清和会は、神奈川県立障害福祉関係施設指定管理者評価委員会の審査において、最優秀提案者として評価された。</p> <p>その審査結果を確認したところ、清和会は、次のとおり選定基準で重視した「サービスの向上」において特に優れていたことに加え、「法人等の業務遂行能力」でも高い水準の評価を得たことから、第1位の評価となったものである。</p> <p>なお、「管理経費の節減」においても、約18.1%の削減が図られている。</p> <p>&lt;サービスの向上&gt;</p> <p>地域の実情を十分に理解した施設入所者の地域生活への移行や地域の在宅者サービスの取組みが提案されていること</p> <p>利用者サービス向上の取組みとして、食事提供における温冷車への転換や選択性の確保、外出機会の増加等、施設利用者の生活の質の向上に向けた取組みがより具体的に提案されていること</p> <p>障害者雇用に配慮した委託及び業者選定条件が提案されていること</p> <p>&lt;法人等の業務遂行能力&gt;</p> <p>横須賀三浦地区における県立の拠点施設としての役割や地域の実情を十分に理解しており、地域の関係団体等との実績を踏まえた連携が期待できること</p> <p>家族会との良好な関係が期待できること</p> <p>同評価委員会において第2位の評価を得ている県央福祉会は、審査得点上は清和会と同点となっており、管理経費の節減において評価できるが、入所施設の経営経験のある清和会の方が、利用者サービス向上のための取組みについて、より具体的な提案がされており、拠点施設としての役割に沿った運営が期待できるため、同評価委員会の評価のとおり指定管理者として最も相応しいと判断した。</p> <p>なお、指定管理者評価委員会において附された意見については、清和会との協定書を締結する際に留意し、円滑な引継ぎに努めることとする。</p>

## 4 議事録（要約）

### （1）指定管理者の選定について

理事

はじめに、指定管理者の選定の手続きについて事務局から説明して頂く。

県庁改革課長

今回協議いただく神奈川近代文学館と三浦しらとり園については、通常のスケジュールでは、8月に県庁改革会議の協議で候補を選定するが、神奈川近代文学館は非公募による選定、三浦しらとり園は直営から今回新たに制度を導入するため、引継ぎ期間を十分に確保したいということもあり、それぞれ第二回県議会定例会に指定議案を提出するため、前倒しで手続を進めている。

### （2）神奈川近代文学館の指定管理者の選定について

理事

神奈川近代文学館は非公募、三浦しらとり園は、初めて指定管理制度を導入するため、引継ぎ期間を十分に確保する必要があることから、5月の当会議で候補の選定を行うものである。

では、神奈川近代文学館の指定管理者候補について、資料に基づき県民局長から説明をお願いする。

県民局長

神奈川近代文学館の指定管理者については、非公募で指定することとしている。既に今年1月の外部評価委員会でこれまでの指定管理業務の実績を評価し、3月の県民企業常任委員会へ報告し、議論いただくなど、丁寧に選定手続を進めてきた。

それでは資料1-1に基づいてご説明申し上げます。

まず1の外部評価委員会審査結果だが、評価点は、サービスの向上が48点、経費の節減が22点、団体の業務の遂行能力が19点ということで合計が89点となっている。

知事

何点満点での点数なのか。

県民局長

100点満点で、サービスの向上が50点満点、経費の節減が30点満点、団体の遂行能力が20点満点である。

経費の節減がやや低いけれども、それ以外はかなり高い結果である。

外部評価委員 5 人の協議による評価の結果、申し上げたとおり 89 点という高得点となった。神奈川文学振興会は、県の求める業務水準を満たし、神奈川近代文学館の指定管理者として適格性を有するという判断をいただいた。外部評価委員会における主な意見については、資料 1 - 1 の裏面の県民局の意見と合わせてご説明させて頂く。

県民局としては、外部評価委員会の審査結果に対して、賛同するものであり、次の点から高い評価ができると考えている。

一点目は、本県における文化芸術の拠点施設として、県の条例や計画を踏まえ、資料収集、保存、公開の基本方針を示し、さらにこれらを活用した展覧会を具体的に提案するなど、施設の設置目的に沿った適切な管理運営が見込まれる。

二点目は、資料の収集、整理、保存については、人的ネットワークを活用した寄贈を中心とした収集、これに係る寄贈者との信頼関係の構築と継続、また専門性のある人材による整理、保存などの取組が提案されているほか、増加しているデジタルデータ原稿の保存や活用方法の研究など、文学の創作環境の変化への対応も示されている。

三点目は、展覧会について、著名作家だけを取り上げるのではなく、幅広い作家を対象とした提案となっており、さらに児童文学関連の展覧会も定期的で開催したり、ジャンルを超えた独自の企画展なども開催するなど、県民が広く文学に親しむ機会を提供する内容となっている。また、文学館の施設内にとどまらない企画として、学校教育や生涯学習と連携した提案もあり、文学に触れる機会の少ない県民に対しても、文学に親しむ機会を提供するものとなっていること。

以上のように、提案内容は、神奈川近代文学館設置以来 25 年以上にわたって適切に運営を行ってきた経験と実績をもとにして新たな事業展開を図ろうとするものである。

意欲的かつ具体的な事業提案であるとともに、効率的な運営を目指しており、県の求める水準を高いレベルで達成する優れた提案内容と評価できるので、指定管理者候補として最適であると判断し、外部評価委員会の評価の通りとした。

なお、トピック的なものをタイムリーに取り上げるような柔軟な対応や、複数の作家を統一的なテーマで取り上げる総合展のような企画に力を入れること、また若年の読者層に対する一層の取組みの強化、新規人材の採用抑制など経費節減に努めつつも、一方で職員の適切な年代構成にも配慮して、文学館運営の知識や技術の継承に支障をきたさぬようバランスを考慮した取組みなど、評価委員会において期待されているこれらの事項にしっかりと取り組むことを求めていく。

さらに、財務の改善についても、引き続き努力していくということで、外部評価委員会では、期待も示されたが、非公募で指定することを踏まえ、より一層の経費削減に取り組むとともに、緊急時の避難誘導など安全管理にも万全を期すことを求めてまいりたいと考えている。県民局からの説明は以上である。

理事

この件に関して、意見はあるか。

知事

神奈川近代文学館は、信頼できる団体が、継続的に運営していかないとはいけないと思う。

この施設は所蔵した資料の数も多く、中には、作家の原稿もある。これが可能なのは、県立の施設で、きちっと管理しているという信頼性があるからだと思う。また、書庫も十分あり、ここだったら寄贈しても良いと、信頼感を持っていただいているからだと思う。

先日、城山三郎展を見に行っただが、素晴らしい展示内容で、学芸員を誉めたところだ。城山三郎さんのご家族とも、きちんとお付き合いをしている。城山三郎さんが神奈川文学振興会の理事であったし、また神奈川県に後年住まわれたということもあるけれども、その信頼関係の中で多くのものをお借りできたのだと思う。様々な彼の著作が展示してあったが、全体的に素晴らしい展示だったと思う。相当な観覧者数に昇ったのではないか。

文化課長

お客様は、かなり入っていた。後ろから覗かないと見えないくらいだった。

知事

学芸員が相当勉強して開催したのだと思う。

神奈川近代文学館は、神奈川文学振興会が指定管理者ということで良いと思う。

理事

非公募ということで、議会でも議論してきている。

知事

神奈川文学振興会の役員、理事はそうそうたるメンバーがいるわけだ。

県立だという理由だけではなく、そういうことに対する信頼性が高いのだと思う。

県民局長

人的なネットワークがある。

知事

そうだ。それが、神奈川文学振興会を指定する大きな理由の一つだ。

理事

神奈川文学振興会だから、これだけの資料が集まるということである。

県民局長

外部評価委員会の委員からも、職員の専門性こそが、神奈川文学振興会の信頼性を担保するものだという趣旨の発言があった。

○理事

それでは、神奈川近代文学館の指定管理者候補は、神奈川文学振興会とする。



### (3)三浦しらとり園の指定管理者の選定について

#### 理事

三浦しらとり園の指定管理者候補の選定ですが、外部評価委員会においては、同点となっており、本日は、委員の高橋副委員長にも、当会議に出席いただいている。

それでは、まず、高橋副委員長から、外部評価委員会での議論の状況等をご説明いただきたい。

#### 高橋副委員長

三浦しらとり園の指定管理者には、4団体から応募があった。

県央福祉会が70点、清和会が70点ということで、県央福祉会と清和会が同点となった。そのため、どちらを選定するか委員で議論した。資料2-1にあるとおり、経費の節減でみると、清和会より県央福祉会のほうが経費節減の点数が高く、サービスの向上と法人等の業務遂行能力でみると、清和会の方が高く、トータルすると点数が同じとなった。

各委員から様々な意見が出た。意見としては、三浦しらとり園は、強度行動障害等がある方の入所施設ということで、極めて高い専門性が求められる施設であることから判断すると、県民サービスの向上と法人等の業務遂行能力を重視すべきではないかということ。それから、各委員が一同に心配したのは、県央福祉会の理事会の議事録にもあるが、指定管理者への応募が、理事会の意見として必ずしも一致していないということ。理事会での最終的な結論としては、県の指定管理者に指定された場合には改めて理事会を開くというような、ちょっと後ろ向きな結論になっていた点があり、その点を考えると法人として一体となって指定管理業務を行っていた清和会のほうがより適当なのではないかという結論となっている。

もう一点、清和会の方が適当と考えた理由は、地元との関係である。県央福祉会は県央地区の団体だが、清和会は鎌倉にあって、三浦半島地区の周辺の施設との連携についても十分対応できると、具体的にプレゼンテーションをしていただいたので、清和会を選ばせていただいた。以上である。

#### 保健福祉局長

局としての考え方だが、高橋副委員長の方からご説明いただいたように、2団体については同点となっているが、最終的には、外部評価委員会は、清和会を最優秀提案として評価した。その理由は先ほど副委員長からご説明いただいた通りと理解をしている。

そのほかには、地域の実情を十分に理解したうえで、サービス向上の具体的な取り組みの提案がされていること。さらに、障害者雇用に配慮をして委託を行うとの提案があること。法人の業務遂行能力については、すでに清和会は、三浦地域の中で一定の役割を果たしているのので、引き続き期待できると、また家族会との良好な関係についても非常に気を配っているということである。こういった面を評価して、

同点ではあるが、県央福祉会よりも清和会の方が優れているのではないかと考えた。清和会を指定管理者に指定し、スムーズに業務を引き継いでいくことができるのではないかと考えている。

#### 知事

サービスの向上や法人等の業務遂行能力について、清和会が優れているということだが、ただ、経費の節減では、2団体では、1年間で1億ぐらいの差があって、10年間で計10億円の違いがある。同じ施設を運営するのになぜこれだけの違いが出てしまうのか。そこがちょっと理解できない。10億円というのは、相当大きなお金で、指定管理制度の目的はより良いサービスと経費の節減というわけだから、サービスが優れているとか地域との関係が良好というように、良い面があることは分かるが、経費の差が大きすぎて、判断がつかない状態である。なぜ2団体の経費は、こんなに差があるのか。

#### 保健福祉局長

外部評価委員会で議論になったわけではないが、給与の単価を提出された給料表などから試算したところ、県央福祉会は清和会に比べ相当低くなっている。確かに、1年で1億円の指定管理料の差は重要なポイントだと思っているが、県央福祉会は、清和会と比較すると、職員の処遇や、離職について、少し心配な面が見受けられる。

#### 障害サービス課長

毎年、県社会福祉協議会で福祉人材の初任給を調べており、その調査によると、平成21年度の平均金額が大卒で17万6716円である。この金額をベースに判断すると、清和会でも少し足りないことになる。

離職率については、県内全体の調査で、平成19年度に採用された常勤職員でみると、平成20年度末には、3割が辞めている結果となっている。す。給与ベースや労働条件等の違いはあるとは思いますが。

#### 古尾谷副知事

保健福祉局として、介護職員の処遇の向上ということを再三指導している中で、低廉な給与を是とはしにくいし、さらには、離職率の問題にもつながってしまいかねない。経費の面では、清和会も18.1パーセントの削減を図っている。18パーセントでも現行から比べると2割程度の削減を図っていることになる。指定管理者制度のもとでは、低すぎる指定管理料ということも問題となっている場合がある。適正な価格がどのあたりかということは、なかなか難しいのだが、一般的には社会福祉協議会の基準等から考えた方がいいのかなと考えている。

#### 知事

年間1億円の経費の差額について、県民の方々に説明ができればよいのではない

かと考えている。福祉の職場は、過重な労働で、離職率が高いうえに、給与が低ければ、益々高くなることは推測できる。

障害者雇用に配慮するということが、清和会が指定された場合は、障害者雇用を行う、と言っているのか。

保健福祉局長

委託業者の条件として、障害者雇用を条件とすることが提案されている。

知事

地域の実情を十分に理解しているということだが、清和会は、三浦半島地区で他にも重度の福祉施設を運営しているのか。

保健福祉局長

施設そのものの運営ではないが、横須賀三浦地域の知的障害者の施設協議会というものがあり、そのとりまとめを清和会がおこなっている。

知事

わかった。

保健福祉局長

また、オンブズパーソンの活動を立ち上げたのも清和会である。さらに、地域のふれあい広場という行事も清和会が運営の中心になっている。

知事

地域でそのような活動をやってきている団体なのか。

障害サービス課長

鎌倉で知的障害者の入所施設も経営している。

保健福祉局長

県央福祉会も地域では活動をしていると思うが。

副知事

それから、先ほども話があったとおり、県央福祉会の理事の中には、指定管理者の応募に反対している方もいる。現実的には、これはかなり重要なことで、しっかりした団体だとは思いますが、現実には新しいことを始めるときに、危惧を抱いている方が組織の中にいらっしゃるといことはちょっと危ないところがあるのではないかと思う。

理事

一点確認なのだが、県職員の派遣を、3年間で減らしていくが、派遣職員の数  
清和会の方が多く、さっきの人件費の部分については、県職員の負担分を全部対応  
できるか。

障害サービス課長

県職員の給与のベースの差は別途みることにしている。

理事

では、これ以上、費用がかかるということか。

障害サービス課長

これは県職員派遣が終了し、平準化した時の費用である。

副知事

津久井やまゆり園に指定管理者制度を導入したケースと同じだと思う。県職員と  
の給与差は必ずあるので。

知事

外部評価委員会では点数は同じだったが、清和会を選定するということは全員一  
致なのか。

高橋副委員長

全会一致である。

知事

反対した人はいないということによいか。

高橋副委員長

おりません。

政策局長

理事会で意見が分かれたということは、経過からいうと、そのような話を聞いて、  
その後もう一度確認したということか。

高橋副委員長

外部評価委員会のヒアリングの前に、理事会での意見が分かれたということが問  
題となって、ヒアリングの際に、その点を団体に確認した。

政策局長

その結果として、理事会の意見が分かれているということが変わらなかったということか。

高橋副委員長

ヒアリングでは、理事会の状況はその通りだということを前提として、指定管理者に指定された場合には前向きに頑張るとおっしゃいたけれども、それはヒアリングに指定管理者の募集に前向きな方が来ていただいたから、そのようにお答えになるのかな、とも考えている。

理事

他にどうか。

知事

私も年間で1億円の差があって、10年間で10億円違うというのは、大変気になっていたところである。清和会を選定した場合の意見として想定されるのは、10億円のコスト削減を評価することが、指定管理者制度なのではないのか、ということだ。このように言われた場合に、説明することが難しいなと考えていたが、今の説明を聞いていると、納得しうる理由がきちんとあるし、地域での経験があるということは非常に重要なことだとも考えられる。

清和会が指定管理者となった場合でも、経費では2割減となるし、サービス面などから考えても、清和会を指定したほうが良いのだろうと思う。どうだろうか。

理事

今、知事にまとめていただいたが、よろしいか。

それでは、三浦しらとり園の指定管理者候補は清和会ということにさせていただきたい。